

国営造成施設県管理費補助事業（継続）

【1,098（1,141）百万円】

対策のポイント

国営土地改良事業によって造成され、都道府県に管理委託を行っている一定規模以上の農業水利施設の維持管理について、助成を行います。

国営土地改良事業で造成された施設の管理は、そのほとんどを受益団体である土地改良区が担っていますが、農業水利施設のうち、大規模かつ公共性の高い施設を対象に、国による管理や、都道府県、市町村が管理するものに対して助成を行っています。

政策目標

安定的な用水供給機能及び排水条件を確保

<内容>

国営土地改良事業により造成された、都道府県が管理する一定規模以上の農業水利施設のうち、大規模で、かつ、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼす施設等の維持管理費について助成を行います。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県
2. 補助率 1／3（平成7年度以前の採択地区は40%）
3. 事業実施期間 昭和37年度～

【担当】農村振興局水資源課施設保全管理室

福田・原田（03）3591-7073（直）